

# 税・国保のお知らせ

## ◆納税通知書をお送りします

平成28年度分の固定資産税・都市計画税の納税通知書と納付書を5月6日(金)に、軽自動車税の納税通知書と納付書を5月9日(月)に発送します。コンビニエンスストアでも納付できます。年税額・納期・各期別納付額をご確認のうえ、納期内の納税をお願いします。

なお、口座振替をご利用の方には納税通知書のみをお送りします。その場合、期別(月別)納付する方はそれぞれの税目ごとに各納期の末日(月末。月末が土曜・日曜日、祝日の場合は翌月初めの平日)に、全期(全月)前納する方は1年分を一括して年度当初の納期の末日に、それぞれ指定の口座から振替納税されます。

◆市・県民税の課税(非課税)証明書について  
平成28年度(27年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は次のとおりです。  
▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月13日(金)  
▽普通徴収の方:6月6日(月)  
▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方:6月13日(月)  
\*ただし、自動交付機からの発行は、すべて6月13日(月)から可能となります。

交付の開始までは、平成27年度(26年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、提出先等をご確認ください。

取り扱いは、市民税課、北部・南部出張所、パスポートセンターで行っています。

◆個人市・県民税の特別徴収額の通知書をお送りします  
平成28年度の個人市・県民税を給料から差し引きで納めていただく方の税額通知書を、5月13日(金)に勤務先へ発送する予定です。通知書は勤務先からお受け取りください。

◆休日納税窓口を開きます  
5月1日(日)・15日(日)・6月5日(日)。午前9時〜午後3時 陽収納課(第二庁舎3階) 陽収納課 ☎963-9142・9143

◆国民健康保険加入・喪失の手続きはお済みですか  
(加入手続き) 勤務先の健康保険などを喪失した後、別の健康保険に加入していない方は、国民健康保険の加入手続きが必要です。▽持ち物:①健康保険

資格喪失証明書または退職証明書・離職票など健康保険を喪失した日付が確認できる書類 ②印鑑 ③本人確認できる証明書等 ④年金手帳(20歳〜59歳の方) ⑤マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード  
◆喪失手続き 国民健康保険加入者が新たに別の保険に加入した場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要です。▽持ち物:①国民健康保険の保険証 ②新たに加入した健康保険の保険証 ③印鑑 ④マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード  
国民健康保険課 ☎963-9146

◆国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします  
平成28年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付いただく予定だった方のうち、徴収方法が変更となった方に、仮徴収額変更通知書を5月16日(月)にお送りします。該当の方は、7月から口座振替または納付書での納付となります。  
国民健康保険課 ☎963-9146

◆国民健康保険納付方法選択のダイレクトメールをお送りします  
平成28年度の国民健康保険税を8月以降、新たに年金からの特別徴収で納付いただく予定の方へ、納付方法選択についてのダイレクトメールを5月16日(月)にお送りします。

◆介護保険料の滞納者に滞納処分を行います  
介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護保険料は介護保険を運営するための貴重な財源です。市へ納付する65歳以上の方の介護保険料は、可能な限り自主納付を基本としています。しかし、再三にわたる督促や催告にもかかわらず納付が確認できない場合は、負担の公平・公正性を確保するため、財産(預貯金、給与、生命保険、不動産等)の差し押さえ処分を行います。平成27年度中には、27件の差し押さえ処分を行いました。平成27年度介護保険料の納期限はすべて過ぎています。未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。なお、納付相談は随時受け付けています。  
国民健康保険課 ☎963-9168

## 5月は自動車税の納期です

忘れずに5月31日(火)までに納付しましょう。コンビニエンスストアでも納付できます。  
問自動車税コールセンター ☎050-3786-1222

## 国民健康保険税の課税限度額と均等割額軽減判定の基準所得額が変わります

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、平成28年度から課税限度額と均等割額軽減判定の基準所得額が表1・表2のとおり変わります。

表1

	平成27年度の限度額	平成28年度からの限度額
医療保険分	51万円	52万円
後期高齢者支援金等分	16万円	17万円
介護保険分(40歳〜64歳の方)	14万円	16万円
合計	81万円	85万円

表2

均等割額の軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中総所得金額等の合計額	
	平成27年度	平成28年度から
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+(26万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(26.5万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下
2割軽減	33万円+(47万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(48万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数*))以下

\*国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方

\*世帯主および16歳以上で国民健康保険に加入されている方全員の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当世帯には軽減後の税額が通知されます

問国民健康保険課保険担当 ☎963-9146

## 後期高齢者医療保険料が一部変更となります

「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料率と均等割額の軽減判定の基準所得額が表3・4のとおり変わります。

表3

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	42,440円	42,070円
所得割率	8.29%	8.34%

\*賦課限度額(保険料の上限)は、平成27年度と同額の57万円です

表4

均等割額の軽減割合	平成27年度 世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
8.5割軽減	33万円以下	6,360円/年
9割軽減	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年収入80万円以下(他の各種所得なし)	4,240円/年
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下	21,220円/年
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)以下	33,950円/年

均等割額の軽減割合	平成28年度 世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
8.5割軽減	変更なし	6,310円/年
9割軽減	変更なし	4,200円/年
5割軽減	33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下	21,030円/年
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下	33,650円/年

\*同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当の被保険者については、軽減後の保険料額が通知されます

問国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170